

令和 7 年度計画

令和 7 年 3 月 2 7 日策定

令和 7 年 6 月 2 6 日変更

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）を取り巻く環境は、少子高齢化や急速な技術革新の進展、環境制約の高まりといった長期的な課題とともに、世界的な物価高や深刻な人手不足などの困難に直面している。

このため、中小企業等には、（１）新たな設備投資や賃上げ、雇用増等への対応を可能とする経営基盤の強化、売上・付加価値の拡大、（２）コロナで変化した需要構造などを踏まえた販路拡大や輸出・インバウンド需要の積極的取り組み、（３）イノベーションの促進によるスタートアップの創出、（４）確実かつ円滑な事業承継・引継ぎや再起を期した事業の活性化や経営の刷新、（５）環境制約や災害などに対応する強靱さの確保などへの対応が求められている。

以上を踏まえ、令和７年度計画を以下の通り定める。

I．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第５期中期目標・中期計画をうけて、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）は、地方公共団体、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第３１条第２項に規定する認定経営革新等支援機関、その他士業等専門家（以下、「支援機関等」という。）と連携し、①地域牽引・成長志向の中小企業への支援、②企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、③スタートアップの創出・成長への支援、④事業継続・経営体力強化への支援、⑤経営環境変化対応への支援の５つの柱に据え業務を実施する。

具体的には、令和７年度においては以下の取組を実施する。

１．地域牽引・成長志向の中小企業への支援

（１）成長を促す一貫した支援

- ・地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等に対して、専門家による相談助言やハンズオン支援により、成長・挑戦への支援を推進する。具体的には、新事業展開や成長分野への参入、事業再構築など新たな取組に挑戦する成長意欲が高い企業や研究開発・技術の高度化に取り組む企業等に対して、事前ヒアリングや調査を実施し本質的な課題を設定の上、ハンズオン支援や機構内外の他の施策と連携して支援を実施する。
- ・さらに、地域経済に大きなインパクトを与える売上高１００億円の達成を目指す中小企業に対しその実現に向け総合的に支援する。具体的には、中小企業庁と連携の下、「１００億宣言」の運営・管理を通じた機運醸成、経営者・経営幹部ネットワーク形成に加え、中長期的な伴走支援を実施し、重点的なハンズオン支援等、機構のあらゆる支援施策で成長段階に応じた様々な経営課題に対応する支援を実施する。
- ・令和６年度補正予算（第１号）により追加的に措置された交付金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年１１月２２日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、成長志向の中小企業による飛躍的な成長を実現するため、中小企業生産性革命推進事業において、大胆な設備投資を支援するとともに、中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等に活用する。

（２）多様な経営課題への対応

- ・成長分野への参入、生産性向上、事業再構築、ＩＴ化、販路開拓、ものづくりの高度化等、中小企業等の多様な経営課題に対し、対面又はＷｅｂにて専門家による相談・助言を行う。また、相談内容に応じて各地域の支援機関等への橋渡しや機構の支援策を複合的に組み合わせて、解決に向けた実効性の高い支援を実施する。

○指標

- ・ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）：1,000社以上
- ・支援の派遣開始から2年経過後の「売上高」または「付加価値額」※の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る
※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・経営アドバイス等の相談・助言利用者の「役立ち度」が5段階評価において上位2段階の評価を得る割合：70%以上

2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援

（1）新市場開拓支援

- ・外需を獲得してさらなる成長を目指す中小企業等の海外展開に向けた取組について、専門家による相談・助言、セミナー等を通じた情報提供等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決を支援する。また、海外展開に向けた事業戦略の立案、事業計画の仮説検証を含む具体的な準備、海外展開後の事業再編や撤退等の事業計画の見直し等について、ハンズオン支援を実施する。
- ・優れた製品、技術、サービス等を有する中小企業等と国内外企業を繋ぐWebプラットフォーム「J-GoodTech（ジェグテック）」を運営し、SDGs・カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）等社会的な課題や新製品の開発、共同研究・共同開発等のニーズなど新たなビジネス展開に向けたビジネスマッチングを推進する。運営に当たっては、機構の各種事業や支援機関等による商談会等との相乗効果を図るとともに各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進等の強化によりサイトの活用を促進する。
- ・また、「J-GoodTech（ジェグテック）」と連動して、中小企業等とパートナーとなる海外企業との合弁会社の設立、共同開発・技術提携、日本企業への生産委託、輸出等の事業連携を促進するため、海外CEOとの商談会等を開催する。具体的には、海外政府機関等の協力による海外企業選定、「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用した事前コーディネート、商談におけるサポート及び商談後のフォローアップ等を実施する。
- ・「2025 大阪・関西万博」において日本の中小企業の魅力・価値を国内外に発信する展示事業を実施する。国内外から多様な年齢層・属性の来場者が予想されるため、日本の中小企業の魅力を実感できるような視覚的な演出、体験型展示を取り入れる。
- ・また、会期前後では万博特設Webサイト上での参加企業紹介を効果的に行うとともに、会場外でも機構支援事業や他機関との連携により万博を契機としたビジネスマッチングの促進を行い、中小企業の海外展開や外需獲得につなげる。

（2）他機関との連携による支援

- ・中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、業務連携・提携機関を行っている機関等をはじめとした国内の支援機関等、海外政府関係機関や、民間パートナー企業と連携・協働した支援に取り組む。特に、海外展開の実現性を高めるため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）との連携強化に取り組む。
- ・令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれた「新規輸出1万者支援プログラム」に引き続き取り組み、案件の発掘に努めるとともに輸出実現に向けて、機構の各種支援ツールを活用するとともに、日本貿易振興機構をはじめとした支援機関等とも連携・協働した支援に取り組む。
- ・中小企業等の成長段階に応じた新市場開拓支援に資するため、海外の支援機関との関係構築・連携を強化する。また、日本の中小企業等の海外展開に係る投資環境整備を目的として、海外の中小企業支援機関や国際協力機関に対し、支援ノウハウの共有や提供を行う。

○指標

- ・海外展開を志向する企業への支援件数：10,000件以上
- ・海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）：1,500件以上

3. スタートアップの創出・成長への支援

(1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給

- ・「スタートアップ育成5か年計画」等を踏まえ、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進するため、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに出資する。また、ベンチャーキャピタルの裾野の拡大と多様化を促進するため、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や若手キャピタリストが組成するファンドへ積極的に出資を行う。
- ・中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。具体的には、令和5年度補正予算に基づき、「中小グループ化・事業再構築支援ファンド」に出資する。また、地域本部や事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センターという。」）との連携を強化しつつ、高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する「サーチファンド型ファンド」の出資拡大に取り組む。
- ・ファンドへの出資に当たっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な審査を行う。
- ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対して機構の支援ツールや他の支援機関等の有効なツール等の情報提供を行うことで、投資先企業の事業成果の向上につなげる。
- ・また、産業競争力強化法に規定する革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証に引き続き取り組むことで、ディープテックスタートアップが行う大型のデット調達を後押しするとともに、指定金融機関の拡大を推進する。
- ・その他、産業競争力強化法に規定する外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けたファンド、地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者及び中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証を行う。
- ・当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。
- ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、M&Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対して、メザニン・ファインランス等によるリスクマネーの供給を実施する100億企業育成ファンド出資事業に活用する。

(2) スタートアップへの支援

- ・全国のスタートアップの担い手の確保と将来の中核企業への成長促進のため、支援機関、大学、金融機関、ベンチャーキャピタル等のスタートアップ・エコシステム各プレイヤーと連携し、情報提供・助言、アクセラレーションプログラム、ビジネスマッチング、インキュベーションマネージャーの派遣等の支援を行う。
- ・将来の地域中核企業等の創出のため、インキュベーション施設の運営を実施するとともに、インキュベーションマネージャーや各地域の支援機能が効果的な連携を図り、施設入居者の様々な支援ニーズに対応することにより入居者の事業化の促進に取り組む。これらの取組を通じ、退去企業の施設退去時における売上計上を目指す。また、施設退去後2年経過後の支援先の売上高及び従業員数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。
- ・創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成のため、起業事例として模範的な経営者等を発掘・表彰する事業（Japan Venture Awards）を行うとともに、セミナー等により創業やスタートアップの取組事例を紹介する。
- ・支援先企業の成長促進のため、スタートアップ支援機関等連携協定「Plus」に参画する公的機関等と相互の支援策の紹介、支援先企業の紹介、イベントの共同開催等の連携を実施する。

○指標

- ・各ファンド（再生ファンド及び 100 億企業育成ファンドを除く）への出資件数を 14 本以上（※）（上記のうち中小企業支援ファンド（バイアウト型）への出資件数を 4 本以上に努める）
- ・出資先ファンド（再生ファンド及び 100 億企業育成ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を 330 社以上（上記のうち中小企業支援ファンド（バイアウト型）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を 32 社以上に努める）
- ※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド、グローバルスタートアップ成長投資ファンドへの出資件数（再生ファンド及び 100 億企業育成ファンドは除く）。
- ・インキュベーション施設退去時における退去企業売上計上率：70%以上

4. 事業継続・経営体力強化への支援

（1）事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援

①3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター・中小企業活性化協議会・よろず支援拠点）

- ・地域における中小企業等の支援体制強化に向けて、3機関間での連携が円滑に行われるよう、経済産業局等と連携を図りながら、3機関の連携会議への参加や合同相談会等の実施状況の把握等を通じて、連携状況と問題点の把握、連携上の課題に対する助言や、他地域の連携事例の情報提供等を行う。

②事業承継・引継ぎへの支援

- ・地域での事業承継の推進のため、相談・助言、講習会等を通じて基礎自治体との連携を強化し、地域に根差した支援ネットワークの構築を支援する。
- ・地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、事業承継計画策定に関して、専門家派遣による助言や講習会等により支援機関等の支援能力の向上を図る。
- ・機構の持つ他の支援機関支援ツール等も活用し、支援機関等向けの講習会等により事業承継前後の支援機関等の伴走支援力強化を図る。
- ・中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部として、全国のセンターの事業目標の達成に向け、支援力強化につながるノウハウや知識等の助言、研修及び優良事例の共有、セカンドオピニオンへの対応等を行う。また、中小M&Aガイドラインに基づき、センターにおけるM&Aトラブルの防止に向けた支援等を行う。
- ・センターが利用するデータベースの機能強化を行い相談者のマッチング機会の創出・増加を図る。また、センター業務の効率化を図るため、業務プロセスの見直しに対応したシステムの検討を行う。
- ・中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。具体的には、令和5年度補正予算に基づき措置された、「中小グループ化・事業再構築支援ファンド」に出資に注力する。また、地域本部やセンターとの連携を強化しつつ、高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する「サーチファンド型ファンド」の出資拡大に取り組む。（再掲）
- ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、各種情報提供やセンター及び中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）との連携等を行うことにより、中堅企業、中小企業等の事業承継を支援する。

③全国の中小企業活性化協議会への支援

- ・中小企業活性化全国本部（以下「活性化全国本部」という。）として、全国の協議会に対して、中小企業等の再生にあたり「再生支援の総合的対策」等の周知すべき施策上の方針や事例等の情報提供を行うとともに、助言や専門家の紹介等を行い、協議会の支援能力の底上げを図る。
- ・協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえ、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を対象とした研修による人材育成に取り組む。

- ・毎年度活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携し、業務改善計画のフォロー等を行う。
- ・協議会及び活性化全国本部における効率的な情報分析・情報共有を実現するため、新たなネットワークシステムの提供に向けた開発に着手するとともに、事業承継・引継ぎ支援センター及びよろず支援拠点との連携を効果的に促進するためのデジタルツールの活用について検討を行う。
- ・経営改善計画策定支援事業については、金融機関による早期経営改善計画の利用を認める等の措置が令和10年1月まで延長されたことを受け、金融機関向けのFAQ等を整備するとともに、協議会に対する情報提供機能を強化する。
- ・地域金融機関等やファンド運営者と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携・協働し、中小企業等の事業再生の取組に貢献する。
- ・能登半島地震で被災した中小企業の二重債務問題に対応するための「能登半島地震復興支援ファンド」への出資を通じ、G P（無限責任組員）及び関係機関と緊密な連携を図り、地域の実情に即した実効性の高い支援を行う。
- ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上につなげる。
- ・また、産業競争力強化法に規定する事業再編計画又は特別事業再編計画の認定を受けた事業者等、特定認証紛争解決手続き又は機構等による調整の下で事業再生を図ろうとする事業者及び農業競争力強化支援法に規定する事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者並びに中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンド等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため金融機関を中心に周知を行う。

④全国のよろず支援拠点への支援

- ・よろず支援拠点（以下、「拠点」という。）の全国本部として、拠点が設定する目標を達成し、PDCAサイクルを回していくことができるよう、拠点運営や支援活動に関する研修や助言、施策等の情報提供、優れた支援事例や拠点運営の共有、拠点の取組の広報等の支援及び各拠点の実績管理・評価を行う。なお、拠点運営に改善すべき課題のある拠点に対しては、当該拠点ごとに改善計画を作成させ、重点的に支援を行うことで、全国の拠点の支援能力の底上げを図る。

（２）支援機関等の支援力の強化・向上支援

①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上

- ・国の政策要請等を踏まえ、支援機関等による中小企業等の支援に必要な知識、施策情報、支援ツールの提供を行うとともに、国の政策要請に応じたテーマを中心とした全国規模の講習会等のほか、地域や支援機関等の状況に応じた個別のテーマによる講習会、OJT等を行う。
- ・IT化が進んでいない中小企業等やそうした企業との接点が多い地域の支援機関等に対して、①IT化支援に有効なツールの提供、②「IT経営サポートセンター」による相談対応、③専門家によるIT導入・定着支援のサポートなどを行う。
- ・産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた自治体等に対し、支援能力向上のためのノウハウや施策情報等の提供のための講習会等を行う。また、創業に関する調査・分析を行い、認定を受けた自治体等がより効果的な創業支援等事業を実施するために必要な情報を提供する。
- ・起業家教育を実施する高等学校等に対し、教員の指導力の向上等のためのノウハウやツールの提供、起業家・専門家等の派遣等を行う。
- ・中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と起業家等による相談・助言等を一体的に行うとともに、当該事業のノウハウ・コンテンツを全国に横展開する。

②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献

- ・都道府県との連携を強化し、中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積の活性化に取り組む事業に対して、都道府県と協働し、診断・助言と資金支援を実施する。
- ・これまでの商団連・工団連の会員組合以外にも、高度化事業の利用が見込まれる組合等への訪問活動を実施する。
- ・加えて、支援機関等を訪問し、中小企業のニーズ把握と案件発掘等の協力を依頼する。
- ・一方、高度化事業が利用される環境整備のため、都道府県に対して、各種事例の提供、研修の実施及び相談対応により、新規案件の組成等を支援する。
- ・また、多額の不良債権により新規案件の対応ができない都道府県を支援するため、償還財源確保のための貸付先への経営支援や、不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施することで、不良債権額の抑制を図る。
- ・中心市街地や商店街等が抱える課題の解決を図るため、その解決に資する情報提供を行う。また、中心市街地の活性化やエリア価値向上に資する事業推進体制の強化等に向け、外部専門家を派遣し適切な助言等を行うとともに、外部専門家を中心とした体制の強化及び地域情報や支援実績データを基にした地域カルテデータベースの整備・活用を通じ、支援の実効性を高めた面的伴走支援を実施する。
- ・産業用地事業の全ての用地に企業立地が実現したことを踏まえ、事業終了に向けた取組を着実に実施する。

③情報収集・提供の積極的な推進

- ・オンライン化した調査システムと集計システムを利用して、中小企業等の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を行うとともに、調査結果の更なる活用を進める。また、政策課題や支援のあり方に関する調査を実施しWeb等での情報提供を行う。

(3) 経営安定や事業継続のための支援

- ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る令和7年度加入促進計画を策定し、普及及び加入促進を図る。両共済制度ともに、将来にわたる制度の安定的な運営のため、在籍者数の増加を目指し、新規加入者を獲得する。
- ・インターネット広告など機構が直接実施する広報を強化し、普及及び加入促進並びにオンライン手続きの利用率の向上を図るとともに、共済契約者向けの広報を実施することにより、共済契約者におけるオンライン手続きの利用率向上を図る。
- ・業務フローを見直すにあたり、委託機関への委託内容について再整理し、オンライン手続きを促進するために最適な業務体制の構築を図る。
- ・業務・システム刷新プロジェクトについて、関係者間での工程管理を徹底し、計画の実現に向けて取り組む。
- ・機構が有する支援機関等のネットワークやこれまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、更なる協力体制の強化を図りながら、中小企業等又は複数事業者による事業継続力強化計画策定支援及び策定された当該計画の見直し、訓練等を促進させる実効性向上支援を行うとともに、これらの策定等を支援する人材の育成、普及啓発活動をはじめとする情報発信に取り組む。さらに、サイバー攻撃等の新たな脅威に対する事前対策の重要性に係る普及啓発活動を実施する。

○指標

- ・支援機関等の支援する者への支援件数：20,000件以上
- ・講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数：200件以上
- ・活性化全国本部の協議会に対する相談対応・助言等が協議会の課題解決につながったとする協議会の割合：70%以上
- ・拠点への研修受講者数：800人以上
- ・拠点への研修の実施後、研修を通じて得られた支援事例や支援ノウハウ等を参考に、拠点運営の改善を図り、成果があったとする割合：80%以上
- ・地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数

- ・ 16,000人以上
- ・ 支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数：2,000機関以上
- ・ 中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型支援、パッケージ型支援）及び中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業の役立ち度：70%以上
- ・ 小規模企業共済の新規加入者数：70,000者以上
- ・ 中小企業倒産防止共済の新規加入者数：50,000者以上
- ・ 連携事業継続力強化計画支援件数：300件

5. 経営環境変化対応への支援

（１）経営環境変化への対応

- ・ CN・グリーントランスフォーメーション（以下、「GX」という。）の普及・啓発を図るため、支援機関等と連携を図るなどして、中小企業等に対するセミナー等を実施する。
- ・ 全国の地域本部にCN相談窓口等を設置し、中小企業等からの各種相談に対応するほか、専門家によるCO2排出量の算定支援や削減に向けた課題整理やそれに対応するための行動計画の策定等に向けた支援を行う。
- ・ 支援機関等の中小企業等に対するCN・GX支援の取組の促進に向けて、支援機関等が中小企業等に対してCN・GXに係る助言等を適切に行うことができるよう、支援機関等に対し講習会等を実施し、CN・GX支援に必要な知識や情報を提供する。

（２）経営基盤の強化

①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等

- ・ 中小企業等の経営力強化や生産性向上を支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる中核人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用、デジタル化、生産性向上等の研修、また国の政策課題や経営環境の変化へ対応した人手不足対応、価格転嫁、事業再構築、DX、CN、事業承継等に関連した科目等を含む研修について、経営課題解決に資する実践的な事例研究や演習などを用いて実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得、経営者等のネットワークの構築などを旨とする。
- ・ 都道府県や地域の支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした研修、政策課題や経営環境の変化に対応した研修を実施する。研修は、中小企業等の成功事例等を取り入れた研修教材を用いて、演習等を交え実践的に行う。
- ・ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第31条に規定する認定経営革新等支援機関の中小企業支援能力の向上のための研修を実施する。
- ・ 中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。
- ・ 時間・距離・コストの制約を超えてアクセスできるITを活用して、経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッションをするゼミナール、支援能力の向上を目的としたeラーニングによる研修を実施する。
- ・ 地域の支援機関等と連携した研修である「サテライト・ゼミ」に加えて、地域の都市部など地域本部等でも研修を実施する。
- ・ 地域の支援機関等や企業に働きかけ、機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。
- ・ ITを活用して小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資するような動画配信を実施する。
- ・ 地域本部と一体で運営する都市型中小企業大学校においては、機構が実施する各種事業の専門家の講師起用、インターバル期間中の相談対応など、都市型・地域本部一体型の特徴を活かした研修企画や運営等を行う。
- ・ 中小企業の喫緊の経営課題である人手不足に対して、人材確保の専門家を設置するとともに、関係機関との連携強化等により新たに人材確保等に関する支援に取り組む。

②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援

- ・中小企業等再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施するとともに、経営の革新に資する果敢な事業活動等に対し、補助事業を通じて必要な資金供給を支援する。
- ・補助事業を活用して経営の革新を行った個別事例等を特設サイトに掲載する。掲載事例については、課題設定プロセスにスポットを当てることにより、中小企業等の気付き、腹落ちを促すものとする。
- ・補助事業が中小企業等に与える影響について分析を行うとともに、機構の支援ツールの活用も含めた、補助事業のあり方について検討を行うとともに、不足する情報を収集する。
- ・補助事業を通じて得られたデータを活用し、個別の中小企業等の経営課題や支援ニーズに即した支援をプッシュ型で提供する仕組み構築に着手する。
- ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。

上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。

- ・更なる補助事業活用を促すため、補助事業を活用して経営の革新を行った支援事例の掲載等、アクセス数の増加を図るため特設サイトを充実させる。

（3）緊急時への対応

- ・大規模な自然災害等が発生した場合には、関係機関と連携をとり機構の知見とノウハウを結集し、中小企業等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。
- ・令和6年能登半島地震により被災した石川県、富山県、福井県及び新潟県の中小企業等の求めに応じて、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。
また、被災した地方公共団体からの求めに応じ、地方公共団体が整備する仮施設に対する技術支援及び整備等費用の助成を行う。
- ・この他、国の要請・法令等に基づき、必要な支援施策を講じる。
- ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（令和6年3月19日閣議決定）を踏まえ、地域により復興の異なる進捗状況に合わせ機構の知見とノウハウを最大限活用し、被災した地域及び中小企業等の復興と自立化に貢献する。
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に基づき著しい被害を受けた中小企業等のための工場・事業場・店舗等の仮施設整備及び当該施設の有効活用（移設・撤去等）に係る支援については、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼等に基づき、引き続き実施する。
- ・原子力災害により被災した中小企業等の事業・生業の再建、自立化を支援するため、国・福島県・民間で設置する福島相双復興官民合同チームへ参画し、被災中小企業等への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある被災中小企業等に対し、機構の知見、ノウハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。
- ・「ALPS処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日）及び「ALPS処理水の処分に伴う当面の対策のとりまとめ」（令和3年8月24日）を踏まえ、国等と連携しながら、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和6年8月）に基づき、ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受け得る北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県等の中小企業等へ専門家派遣等の支援を行う。
- ・このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、被災中小企業等の事業再開と自立化に貢献する。
- ・東日本大震災で被害を受けた中小企業者等の二重債務問題に対応するため、2011年度に設立された産業復興機構への出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援を行う。
- ・大規模な自然災害等により特別貸付等を受けた被災中小企業等に対して利子補給を行う自治体、

財団等に助成を行う。

- ・大規模な自然災害等により被害を受けた中小企業等を対象とする都道府県が実施する貸付制度への支援を継続する。
- ・原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。
- ・令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。
 - ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業
 - ・令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業

○指標

- ・政策テーマ（C N・G X）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数：3,700件以上
- ・政策テーマ（C N・G X）等の事業者による機構支援施策等の利用件数：440件以上
- ・有料研修における受講人日数：92,800人日以上
- ・研修受講による業務への貢献数：2,340件以上

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 顧客重視

（1）顧客重視の業務運営

- ・顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。
- ・顧客の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう機構の各事業の連携、職員の業務遂行にあたっての目的意識の明確化が図られるような仕組の構築を行う。
- ・経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応を行い、そのために必要な組織体制の見直しを図る。
- ・支援範囲及び内容の拡充・補完のため、引き続き支援機関等及び政府関係機関との連携及び新たな連携先の開拓を図る。
- ・中小企業SDGs応援宣言に基づき、中小企業等へのSDGsに関する普及・啓蒙、幅広い相談対応、個社への支援等を実施する。
- ・そのために、SDGsに係る相談対応や支援機関等と連携した取組から得られる支援ノウハウを共有することにより、職員の支援力のさらなる向上を図る。

（2）認知度向上による支援施策の利用促進

- ・機構と支援施策に関する支援現場に即した情報を、国の重点政策や社会課題と関連させるなどしてタイムリーに分かりやすく発信する。
- ・SNS、動画配信等のWebメディア、新聞・テレビ等のマスメディア、パブリシティ活動、口コミによる情報拡散等を目的と対象者に応じて活用する。
- ・組織的な広報活動の実現に向けて、広報ノウハウやスキルの共有等を行うとともに、優れた広報活動の横展開を行う。
- ・機構の認知度や支援施策の利活用状況を把握、分析、検証することで、情報発信の改善を行う。
- ・「J-Net21」については、中小企業庁、関係機関等と連携しつつ、中小企業等の経営環境の変化に対応する情報、支援施策、支援事例等のコンテンツを拡充する。
- ・機構ホームページは、ユーザビリティに配慮しつつ、顧客目線に合った情報発信を行う。
- ・令和6年能登半島地震の被災事業者に対して、特設サイトやメディア・関係機関との連携強化に

より、迅速に支援策や情報を届ける。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制

- ・機構の行動指針について、階層別研修をはじめとした職員研修やイントラネット・機構内ポータルサイト等を通じて浸透・徹底を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上により、顧客の期待と信頼に応えた質の高いサービスを提供する。
- ・業務改善やコミュニケーションの円滑化等を推進し、業務の充実・効率化と組織の活性化を行う。
- ・事務・事業の見直しに務めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、DXの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。
- ・人事評価制度により、前年度の評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。
- ・海外向け情報発信及び海外との交流や協力を通じた国際社会における機構のプレゼンス向上を図る。

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

- ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、政策的な使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の支援機関等との類似のサービスについては、その必要性を検討し、改善又は廃止することで、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中することを検討する。
- ・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実行」「業績の評価・検証」及び「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。

4. 業務の電子化の推進

(1) DXの推進、情報収集分析

- ・顧客本位のサービスの向上のため、機構DXの全体構想等を策定・推進し、データ連携や効果的なデータ利活用を通じた中小企業等支援への有効活用に向けた取組や必要となる環境、基盤の整備を行う。
- ・具体的には、デジタル技術を駆使し、補助金事業をはじめ、蓄積された中小企業等や専門家等の情報の一元化・共有化など、企業の成長に寄与する仕組みの提供などを図り、機構の総合力を発揮するためのデータ基盤の更なる整備を推進する。
- ・中小企業等が、その置かれている状況に応じて適切な支援を選択的に受けられるよう、機構と中小企業庁それぞれのデータ基盤の整備を踏まえ、支援情報等のデータやシステム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進める。

(2) 情報システムの整備及び管理

- ・デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則った、以下の情報システムの適切な整備及び管理を行う。
- ・PMO（Portfolio Management Office）を通じて、PJMO（Project Management Office）への支援を実施し、クラウドサービスの効果的な活用等、機構の情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。

上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。

- ・PMOによるPJMOへの支援実績

5. 基金・補助金の適切な執行・管理

- ・現在機構において管理している基金及び令和7年度に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合にあっては、「基金の点検・見直しの横断的な方針」（令和5年12月20日行政改革推進会議）及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議

決定)を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。

- ・ 現在機構において執行している補助金及び令和7年度に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合にあっては、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第百七十九号)を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。

6. 業務運営の効率化

- ・ 運営費交付金を充当して行う業務については、第5期中期目標期間中、一般管理費(所要額計上を必要とする経費を除く)及び業務経費(所要額計上を必要とする経費を除く)の合計について、新規追加部分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。
- ・ 給与水準の適正化に引き続き取り組み、その検証や取組状況を公表する。
- ・ 運営費交付金の会計処理として、「独立行政法人会計基準」等に基づき、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
- ・ 令和7年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件回避に向けた調達の取組として、年間調達計画のホームページ公表、業務実施に係る準備期間の確保や複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書に前年度実績報告書等をサンプルとして例示することとする。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容かつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会を拡大する。
- ・ なお、契約事務実務マニュアル及び調達等合理化計画に基づくチェックシートの活用を徹底することにより、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行うこととする。
- ・ 障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるものとする。
- ・ 調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。
- ・ 不祥事の発生未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図る。さらに、入札談合を未然に防止するために必要な知識、法制度について、役員等を対象とした研修を実施し、不祥事の未然防止等に努めることとする。
- ・ 一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、事後評価については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。
- ・ また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けるものとする。
- ・ なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構のホームページで公表する。
- ・ 政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を検討する。

上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。

- ・ 第4期中期目標期間における競争性のある契約に占める一者応札・応募案件の平均比率を下回る。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組

- ・小規模企業共済資産の運用においては、法令に基づき定める「運用の基本方針」に沿って、共済金の給付を将来にわたり確実に実行できるよう、安全かつ効率的な運用を実施する。
- ・資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価・助言を受けるとともに、アセットオーナー・プリンシプルにも適切に対応すべく必要に応じて課題について整理し、見直しに向けた検討を行う。
- ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収については、個人保証の原則撤廃や償却基準の見直しなど、債務者の負担軽減や回収事務の低減を図り、回収専門人材（経営セーフティ共済相談員）の活用等により、着実な債権回収を進めるとともに、延滞発生前の貸付先に対する機構の経営支援策の周知等により、貸付先の経営改善や経営悪化の防止を図るなど、回収率の向上に努める。
- ・施設整備等勘定については、入居率の向上、賃貸料の見直しのほか、修繕計画の見直しなど可能な限り業務経費の効率化を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。
- ・出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。
- ・高度化事業における貸付審査においては、事業計画を精緻に把握し、実現可能性・返済財源の妥当性を精査するなどして、事業性評価を含め貸付先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行う。
- ・多額の不良債権により新規案件の対応ができない都道府県を支援するため、償還財源確保のための貸付先への経営支援や、不良債権となった貸付先からの回収を支援するためのサービサー派遣等を実施する。（再掲）
- ・これらを通じて、高度化事業に係る不良債権の額の抑制を図る。
- ・債務保証業務の実施に当たっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位弁済率が抑制されるよう、確実な審査を実施する。
- ・また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。
- ・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分等の対応を図る。
- ・産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。
- ・ファンド出資事業では、引き続きG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行う。
- ・機構の運用において、収益を損なうことなく、環境負荷の低減、防災対策等を発行目的とするSDGs債を継続的に購入し、社会課題の解決・達成に対して間接的に貢献する。
- ・経理上の問題点を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、中間決算を作成し、正確な年度決算に向けて期中の指標・数値等を把握する。

2. 保有資産の見直し等

- ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。
- ・令和7年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。

- ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、適正な事業規模等を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を算出し、必要額を超える部分が生じた場合には、事務費の確保に留意しつつ適切に国庫返納を行う。
- ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
- ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。
- ・中小企業大学校の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。
- ・移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。
- ・一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。

3. 自己収入の確保及び拡大

- ・第1期から第4期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。

4. 財務運営の適正化

- ・令和7年度における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算計画（別紙1）
2. 収支計画（別紙2）
3. 資金計画（別紙3）

V. 短期借入金の限度額

- ・運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫定立て替え、その他予見し難い事象の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、361億円とする。

VI. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・令和7年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。（再掲）
- ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、適正な事業規模等を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を算出し、必要額を超える部分が生じた場合には、事務費の確保

- に留意しつつ適切に国庫返納を行う。(再掲)
- ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。(再掲)
 - ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。(再掲)
 - ・一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。(再掲)

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

- ・移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。(再掲)

VIII. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生した時には、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・職員の資質向上のための研修等
- ・広報活動の充実
- ・任期付職員等の新規採用
- ・職場環境の改善
- ・施設改修等
- ・一層の支援の質向上に向けデータ連携や効果的なデータ利活用に向けたDXの推進
- ・重点業務への充当（地域牽引・成長志向の中小企業への支援、企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、スタートアップの創出・成長への支援、事業継続・経営体力強化への支援、経営環境変化対応への支援等）

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

- ・中小企業大学校、インキュベーション施設等の修繕及び改修工事等を行う。

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

- ・既述の業務の効率的な運営に必要な人員を配置するとともに、人件費の効率化に努める。

3. 中期目標の期間を超える債務負担

- ・中期目標期間を超える債務負担は、事業が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金がある場合には、主務大臣の承認を受けた金額について、下記の事業・業務等に充当するものとする。

- ・前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等
- ・施設改修等

- ・ファンド出資事業に係る出資業務
- ・一層の支援の質の向上に向けデータ連係や効果的なデータ利活用に向けたDXの推進
- ・令和6年能登半島地震など自然災害等に係る復興支援業務及び事業継続計画策定支援業務
- ・産業基盤整備勘定（第二種信用基金）に係る債務保証業務
- ・小規模企業共済勘定に係る共済業務

5. その他機構の業務の運営に関し必要な事項

- ・本計画は、中小企業等の経営環境や経済環境の急激な変化があった場合には、機動的かつ円滑な対応が可能となるよう見直しを行うことがある。

X. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

- ・内部統制の維持・向上を図るため、引き続きリスクの把握、評価及び対応を行い、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会で報告するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行い、適正なガバナンスを確保する。
- ・また、関係部署と連携して、機構のBCPの充実を図り、実効的な事業継続力を高める。
- ・金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、金融業務ごとの特性に応じたリスク管理状況についてリスク管理委員会で審議し、その結果を内部統制委員会に報告して当該委員会の意見等を踏まえた適切な業務運営を行うとともに、必要に応じて関連規程等の見直しを行う。
- ・また、外部専門家等を活用して職員の能力向上を図り、事業別収支情報等について情報公開を行う。
- ・内部監査については、業務の一層の適正化・効率化を行うためリスクベースに基づいた監査テーマや監査対象部署を選定し、ポイントを明確にした監査計画を策定する。さらに、監事や会計監査人との連携を密に行うとともに、外部専門機関からの助言等を受け、より適切な監査を実施する。また、過去の監査結果に基づく改善内容の確実な実施を確保するため、改善措置状況のモニタリングを適切に実施する。
- ・役職員として法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を着実に実施することでコンプライアンスを徹底する。
- ・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理(状態の変化の察知)、CSIRTによるインシデント管理を行うことで、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行うとともに、マニュアルの見直しや整備に取り組む。
- ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。

2. 様々な専門スキルを持った人材の育成・確保

- ・職員の専門性の向上を図るため、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、研修の実施及び資格取得の支援を行う。具体的には、階層ごとに求められる役割を効果的に発揮するための階層別研修、支援施策を理解し適切に対応できる力を養うための現場力強化研修、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修を実施する。また、中小企業支援の専門性の向上やDX・ダイバーシティ等の推進を目指し、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育、eラーニングなど多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的に職員の専門性向上に努める。
- ・若手職員には将来のキャリアパスを描くための業務経験を積ませ、中堅職員には専門性を磨く人事運用に努める。
- ・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、管理職層のマネジメント力の向上のための研修等を行う。また、ワークショップなどを通じて、組織内コミュニケーションの活性化などに取り組む。

- ・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努めるため、海外研修等の機会を提供する。
- ・機構職員のグローバルマインド醸成に資する取組や情報提供・共有を行う。
- ・事業ニーズに適合する高度な専門性を有する優秀な人材を確保するため、新卒採用にこだわらない採用や民間を含む関係機関との人事交流を行う。
- ・また、DX推進の実効性を高めるため、DX人材育成計画に基づき、DXを中核的に推進する人材の育成、また機構職員全体のIT資質向上に向けた取組を計画的に行うほか、外部出向、経験者採用等による人材の確保及び育成に努める。

上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。

- ・DX推進の実効性を高めるため、DX人材育成計画に基づき、DXを中核的に推進する人材の育成、また機構職員全体のIT資質向上に向けた取組を計画的に行う。

3. 情報公開による透明性の確保

- ・組織・業務・財務等に関する情報その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。

4. 情報セキュリティの確保

- ・最近のサイバー攻撃の動向及び「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的対応、CSIRTによる組織的対策を行う。加えて、標的型攻撃メール訓練や研修や自己点検により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。

以上

2025年度計画(2025年4月～2026年3月)の予算計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										合 計
	地域牽引・成長志向企業支援業務	新市場開拓支援事業	スタートアップ創出・成長支援業務	事業継続・経営体力強化支援業務			経営環境変化対応支援業務			共 通	
	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(特定出資経理)	合 計	(一般経理)	(復興経理)	(合計)	(一般経理)	
収入											
運営費交付金	3,573	3,247	1,183	4,456	-	4,456	4,722	298	5,020	-	17,479
その他の補助金等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借入金等	-	-	-	169	-	169	-	-	-	-	169
貸付等回収金	-	-	30,298	15,526	6,579	22,106	4,955	1,582	6,537	-	58,940
貸付金利息	-	-	-	304	-	304	-	-	-	-	304
業務収入	93	-	1,126	56	-	56	917	-	917	-	2,191
運用収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	895	895
受託収入	-	-	-	-	-	-	72	-	72	-	72
その他収入	-	-	-	-	1	1	-	0	0	134	136
計	3,665	3,247	32,607	20,512	6,580	27,092	10,666	1,880	12,546	1,029	80,187
支出											
業務経費	4,319	3,956	2,692	8,353	85	8,438	404,643	793	405,436	-	424,841
貸付金	-	-	-	6,767	-	6,767	-	-	-	-	6,767
出資金	-	-	31,648	6,799	17,020	23,819	-	50	50	-	55,517
受託経費	-	-	-	-	-	-	72	-	72	-	72
借入金等償還	-	-	-	290	-	290	-	-	-	-	290
一般管理費	203	215	114	282	11	293	376	8	384	-	1,209
その他支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	4,522	4,170	34,454	22,491	17,116	39,607	405,091	851	405,942	-	488,696

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	スタートアップ創 出・成長支援業務	事業継続・経営体 力強化支援業務	共 通	合 計
収入				
業務収入	35	10	-	45
運用収入	-	-	75	75
その他収入	-	-	1	1
計	35	10	76	120
支出				
業務経費	71	10	-	81
代位弁済費	139	57	-	196
一般管理費	8	1	-	9
その他支出	-	-	-	-
計	218	68	-	286

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	スタートアップ創 出・成長支援業務
収入	
貸付等回収金	4
貸付金利息	0
業務収入	1,110
運用収入	30
その他収入	4
計	1,148
支出	
業務経費	917
一般管理費	28
その他支出	-
計	945

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	事業継続・経営体力強化支援業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
収入					
運営費交付金	-	-	-	-	-
借入金等	-	762,287	-	△ 449,725	312,561
貸付等回収金	416,426	410,886	-	△ 416,426	410,886
貸付金利息	693	5,478	-	△ 693	5,478
業務収入	865,390	-	-	-	865,390
運用収入	83,969	0	76	-	84,045
その他収入	1,810	1	8	-	1,820
他経理より受入	-	-	7,311	△ 7,311	-
計	1,368,289	1,178,651	7,395	△ 874,156	1,680,180
支出					
業務経費	606,659	1,964	7,013	-	615,636
貸付金	449,725	446,940	-	△ 449,725	446,940
借入金等償還	-	727,686	-	△ 416,426	311,260
支払利息	-	2,042	-	△ 693	1,349
一般管理費	-	24	133	-	158
他経理へ繰入	7,311	-	-	△ 7,311	-
計	1,063,695	1,178,657	7,146	△ 874,156	1,375,342

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位: 百万円)

区 別	金 額			
	事業継続・経営体力強化支援業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
収入				
運営費交付金	-	1,251	-	1,251
貸付等回収金	395,441	-	-	395,441
貸付金利息	2,120	-	-	2,120
業務収入	441,655	-	-	441,655
運用収入	8,531	252	-	8,783
その他収入	84	6	-	90
他経理より受入	-	8,707	△ 8,707	-
計	847,831	10,215	△ 8,707	849,340
支出				
業務経費	236,626	10,093	-	246,718
貸付金	100,618	-	-	100,618
他勘定貸付金	312,561	-	-	312,561
一般管理費	-	97	-	97
他経理へ繰入	8,707	-	△ 8,707	-
計	658,512	10,190	△ 8,707	659,995

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	事業継続・経営体力 強化支援業務
収入	
業務収入	7
運用収入	9
その他収入	0
計	16
支出	
業務経費	7
一般管理費	0
計	8

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

2025年度計画(2025年4月～2026年3月)の収支計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										合 計
	地域牽引・成長志向企業支援業務	新市場開拓支援事業	スタートアップ創出・成長支援業務	事業継続・経営体力強化支援業務			経営環境変化対応支援業務			共 通	
	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(特定出資経理)	合 計	(一般経理)	(復興経理)	(合計)	(一般経理)	
費用の部											
経常費用	4,520	4,257	3,095	8,951	96	9,047	405,266	801	406,067	334	427,320
業務経費	4,319	3,951	2,692	8,353	85	8,438	404,709	793	405,502	-	424,903
一般管理費	195	206	107	271	11	282	354	7	361	-	1,151
減価償却費	1	95	291	320	-	320	188	0	188	334	1,229
財務費用	0	0	0	0	-	0	1	-	1	-	2
その他の費用	4	4	5	6	0	6	14	1	15	-	34
収益の部	3,667	3,259	5,716	9,619	1,765	11,384	398,277	304	398,582	1,168	423,775
経常収益	3,667	3,259	5,716	7,903	1,765	9,668	398,277	304	398,582	1,168	422,059
運営費交付金収益	3,436	3,102	1,141	4,299	-	4,299	4,545	293	4,838	-	16,816
資産見返運営費交付金戻入	1	13	74	100	-	100	27	0	27	1	216
資産見返補助金等戻入	-	-	76	0	-	0	1	-	1	-	78
補助金等収益	-	-	-	2,330	-	2,330	392,539	-	392,539	-	394,869
貸付金利息	-	-	-	304	-	304	-	-	-	-	304
出資金収益	-	-	3,281	705	1,764	2,469	-	5	5	-	5,755
事業収入	93	-	1,101	7	-	7	917	-	917	-	2,118
受託収入	-	-	-	-	-	-	72	-	72	-	72
賞与引当金見返に係る収益	98	104	30	114	-	114	125	4	129	-	475
退職給付引当金見返に係る収益	38	41	12	44	-	44	52	2	53	-	188
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,033	1,033
その他の収益	-	-	-	-	1	1	-	0	0	134	136
臨時利益											
貸倒引当金戻入益	-	-	-	1,716	-	1,716	-	0	0	-	1,716
純利益(△純損失)	△ 854	△ 998	2,620	668	1,669	2,337	△ 6,988	△ 497	△ 7,485	834	△ 3,545
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	82	10	220	-	220	2,781	28	2,809	221	3,342
総利益(△総損失)	△ 854	△ 916	2,631	888	1,669	2,557	△ 4,207	△ 469	△ 4,676	1,055	△ 203

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	スタートアップ 創出・成長支 援業務	事業継続・経 営体力強化支 援業務	共 通	合 計
費用の部				
経常費用	592	240	-	832
業務経費	71	10	-	81
一般管理費	8	1	-	9
引当金繰入	513	228	-	741
その他の費用	0	0	-	0
収益の部				
経常収益	32	10	76	118
事業収入	32	10	-	42
財務収益	-	-	75	75
その他の収益	-	-	1	1
純利益(△純損失)	△ 560	△ 229	76	△ 714
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-
総利益(△総損失)	△ 560	△ 229	76	△ 714

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	スタートアップ創出・ 成長支援業務
費用の部	
経常費用	945
業務経費	778
一般管理費	26
減価償却費	139
その他の費用	2
収益の部	1,115
経常収益	1,110
貸付金利息	0
事業収入	1,076
財務収益	30
その他の収益	4
臨時利益	
貸倒引当金戻入益	5
純利益(△純損失)	171
総利益(△総損失)	171

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	事業継続・経営体力強化支援業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
費用の部					
経常費用	999,237	4,168	7,400	△ 8,004	1,002,801
業務経費	999,237	4,006	6,985	△ 8,004	1,002,224
一般管理費	-	24	131	-	155
減価償却費	-	135	278	-	413
財務費用	-	2	3	-	6
その他の費用	-	1	2	-	2
収益の部					
経常収益	951,863	5,479	7,400	△ 8,004	956,737
運営費交付金収益	-	-	-	-	-
資産見返運営費交付金戻入	-	-	4	-	4
資産見返補助金等戻入	-	-	0	-	0
貸付金利息	693	5,478	-	△ 693	5,478
事業収入	951,169	-	-	-	951,169
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-
財務収益	-	0	76	-	76
その他の収益	-	1	7,319	△ 7,311	10
純利益(△純損失)	△ 47,375	1,311	-	-	△ 46,063
前中期中目標期間繰越積立金取崩額	47,375	754	-	-	48,129
総利益(△総損失)	-	2,065	-	-	2,065

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	事業継続・経営体力強化支援業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
費用の部	455,188	10,235	△ 8,707	456,717
経常費用	451,986	10,235	△ 8,707	453,515
業務経費	451,394	10,053	△ 8,707	452,740
一般管理費	-	95	-	95
減価償却費	-	84	-	84
引当金繰入	592	-	-	592
財務費用	-	1	-	1
その他の費用	-	2	-	2
臨時損失				
完済手当金準備基金繰入	3,202	-	-	3,202
収益の部	455,188	10,217	△ 8,707	456,698
経常収益	455,188	10,217	△ 8,707	456,698
運営費交付金収益	-	1,197	-	1,197
資産見返運営費交付金戻入	-	2	-	2
資産見返補助金等戻入	-	0	-	0
貸付金利息	2,120	-	-	2,120
事業収入	453,068	-	-	453,068
賞与引当金見返に係る収益	-	39	-	39
退職給付引当金見返に係る収益	-	15	-	15
財務収益	-	252	-	252
その他の収益	-	8,713	△ 8,707	6
純利益(△純損失)	-	△ 18	-	△ 18
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	18	-	18
総利益(△総損失)	-	-	-	-

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	事業継続・経営体力 強化支援業務
費用の部	
経常費用	8
業務経費	7
一般管理費	0
その他の費用	0
収益の部	
経常収益	16
事業収入	7
財務収益	9
その他の収益	0
純利益(△純損失)	9
総利益(△総損失)	9

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

2025年度計画(2025年4月～2026年3月)の資金計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										
	地域牽引・成長志向企業支援業務	新市場開拓支援事業	スタートアップ創出・成長支援業務	事業継続・経営体力強化支援業務			経営環境変化対応支援業務			共 通	合 計
	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(特定出資経理)	合 計	(一般経理)	(復興経理)	(合計)	(一般経理)	
資金支出	4,526	4,174	34,456	29,417	88,077	117,493	1,037,854	1,919	1,039,773	215,677	1,416,100
業務活動による支出	4,522	4,170	34,454	22,491	17,116	39,607	405,091	851	405,942	-	488,696
投資活動による支出	-	-	-	337	2,461	2,798	-	787	787	-	3,586
財務活動による支出	4	4	2	5	-	5	13	-	13	-	28
次年度への繰越金	-	-	-	6,584	68,499	75,083	632,750	280	633,031	215,677	923,791
資金収入	4,526	4,174	34,456	29,417	88,077	117,493	1,037,854	1,919	1,039,773	215,677	1,416,100
業務活動による収入	3,665	3,247	32,607	20,512	6,580	27,092	10,666	1,880	12,546	1,029	80,187
運営費交付金による収入	3,573	3,247	1,183	4,456	-	4,456	4,722	298	5,020	-	17,479
国庫補助金収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付等回収金	-	-	30,298	15,526	6,579	22,106	4,955	1,582	6,537	-	58,940
事業収入	93	-	1,126	530	-	530	917	-	917	-	2,665
受託収入	-	-	-	-	-	-	72	-	72	-	72
その他の収入	-	-	-	-	1	1	-	0	0	1,029	1,030
投資活動による収入	861	928	1,850	-	-	-	204,811	-	204,811	214,648	423,098
前年度よりの繰越金	-	-	-	8,904	81,497	90,401	822,377	38	822,415	-	912,816

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	スタートアップ 創出・成長支援 業務	事業継続・経営 体力強化支援 業務	共 通	合 計
資金支出	218	68	10,443	10,730
業務活動による支出	218	68	-	286
投資活動による支出	-	-	10,395	10,395
次年度への繰越金	-	-	49	49
資金収入	218	68	10,443	10,730
業務活動による収入	35	10	76	120
事業収入	35	10	-	45
その他の収入	-	-	76	76
投資活動による収入	183	58	10,300	10,542
前年度よりの繰越金	-	-	68	68

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	スタートアップ創出・ 成長支援業務
資金支出	6,815
業務活動による支出	945
投資活動による支出	2,500
財務活動による支出	-
次年度への繰越金	3,371
資金収入	6,815
業務活動による収入	1,148
貸付等回収金	4
事業収入	1,110
その他の収入	34
投資活動による収入	2,149
前年度よりの繰越金	3,518

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	事業継続・経営体力強化支援業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
資金支出	2,118,673	1,178,853	18,906	△ 874,156	2,442,276
業務活動による支出	1,063,695	450,971	7,146	△ 457,729	1,064,082
投資活動による支出	1,044,962	-	10,516	-	1,055,478
財務活動による支出	-	727,686	25	△ 416,426	311,285
次年度への繰越金	10,016	196	1,220	-	11,432
資金収入	2,118,673	1,178,853	18,906	△ 874,156	2,442,276
業務活動による収入	1,381,142	416,365	7,395	△ 424,430	1,380,471
運営費交付金による収入	-	-	-	-	-
貸付等回収金	416,426	410,886	-	△ 416,426	410,886
事業収入	866,980	-	-	-	866,980
その他の収入	97,736	5,479	7,395	△ 8,004	102,606
投資活動による収入	727,525	-	10,366	-	737,892
財務活動による収入	-	762,287	-	△ 449,725	312,561
前年度よりの繰越金	10,006	202	1,144	-	11,352

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位: 百万円)

区 別	金 額			
	事業継続・経営体力強化支援業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
資金支出	1,348,235	33,059	△ 8,707	1,372,587
業務活動による支出	345,951	10,190	△ 8,707	347,434
投資活動による支出	992,561	21,703	-	1,014,264
財務活動による支出	-	39	-	39
次年度への繰越金	9,723	1,127	-	10,850
資金収入	1,348,235	33,059	△ 8,707	1,372,587
業務活動による収入	540,678	10,215	△ 8,707	542,187
運営費交付金による収入	-	1,251	-	1,251
貸付等回収金	84,181	-	-	84,181
事業収入	443,419	-	-	443,419
その他の収入	13,078	8,964	△ 8,707	13,336
投資活動による収入	802,776	20,803	-	823,578
前年度よりの繰越金	4,781	2,041	-	6,822

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	事業継続・経営体力 強化支援業務
資金支出	205
業務活動による支出	8
投資活動による支出	0
次年度への繰越金	197
資金収入	205
業務活動による収入	16
事業収入	7
その他の収入	9
投資活動による収入	-
前年度よりの繰越金	188

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。